

国の方針に基づき、契約方式を変更しました

請負・委任業務の契約は、今年度から包括的契約で

当センターを利用される発注者様へ

発注者様が、当センターに業務を依頼する際の契約方式は、今年度（令和8年度）から包括的契約となりました。

（指揮命令を伴う派遣業務の契約方式に、変更はありません）

これは、特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（以下「フリーランス法」）の施行に伴い、フリーランスである、請負・委任業務を行うシルバー人材センターの会員が、より安心安全に就業する環境を整備するため、厚生労働省が示した方針に基づく、変更です。

以前の契約方式では、発注者様が当センターに依頼した請負・委任業務を、当センターが会員に再委託する方式のため、発注者様とフリーランスである会員との間に、契約関係が生じませんでした。そこで、国の方針に基づき、発注者様と当センターがセンター利用契約を、発注者様と会員が請負・委任契約をそれぞれ結び、当センターが発注者様と会員との間の総合調整を行う、包括的契約方式へと変更いたしました。これにより、フリーランスである、請負・委任業務を行う会員は、法の保護を受け、より安心安全に就業できることになりました。

当センターを利用される発注者様におかれましては、国の方針をご理解いただき、包括的契約へのご協力をお願いします。

なお、当センターはこれまでと変わらず、発注者様と会員との間の調整を行い、発注者様の信頼に応えるサービスを提供してまいります。

発注者様におかれましては、これまでどおり安心して、当センターをご利用ください。

【包括的契約とは】

- フリーランス法施行に伴い、フリーランスであるシルバー人材センターの会員のために、厚生労働省が示した方針に基づく契約方式です。
 - 共通ルールである「[センター利用規約](#)」と「[会員業務就業規約](#)」（いずれも当ホームページ『各種情報』の「包括的契約」内に掲載）の定めるところにより、発注者様と当センターが利用契約を結び、さらに、請負・委任業務を行う会員が業務内容の実施等に同意することによって、発注者様と業務を行う会員との間に請負・委任契約が成立します。
 - 発注者様と業務を行う会員との間に契約関係が生じることとなりますが、発注者様にとって、実務面での変更はなく、当センターがこれまでと変わらず、会員との間の総合調整を行います。発注者様は、安心して、業務をご依頼ください。
-